⑸　第１次試験合格者発表　平成29年６月１日（木）に、全国のこの試験の受験申込先となっている地方裁判所において、合格者の受験番号を記載した書面を掲示し、又は備え置くとともに、ウェブサイトに掲載する方法で発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

２　第２次試験　専門試験、政策論文試験及び人物試験。ただし、受験の特例希望者については、一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）における合否判定用として、論文試験を加える。

⑴　対象者　第１次試験の合格者。ただし、⑵のアの㋐及びエの筆記試験については、第１次試験の有効受験者に対して行う。

⑵　方法

ア　専門試験　専門的知識等について、記述式により、次の科目の筆記試験を行う。

㋐　憲法

㋑　民法

㋒　刑法

イ　政策論文試験　組織運営上の課題を理解し、解決策を企画立案する能力等について、記述式による筆記試験を行う。

ウ　人物試験　人柄、資質、能力等について、個別面接による試験を行う。

エ　論文試験　文章による表現力、課題に対する理解力等について、記述式による筆記試験を行う。

⑶　試験期日

ア　専門試験の憲法及び論文試験　平成29年５月14日（日）

イ　専門試験（憲法を除く。）及び政策論文試験　平成29年６月10日（土）

ウ　人物試験　平成29年６月13日（火）から同月23日（金）までの間で、第１次試験合格者に送付する人物試験受験票により指定する日

⑷　試験地

ア　専門試験、政策論文試験及び論文試験　第１次試験の試験地に同じ。

なお、受験者ごとの試験地は、第１次試験を受験した試験地と同一の試験地とする。

イ　人物試験　次の表の「受験者の区分」欄に掲げる受験者に応じ、「試験地」欄に定める試験地とする。

㈱　試験場は原則として同表の「試験地」欄に定める都市内に設けるが、その都市の周辺地に設けることがある。

受験者の区分	試　験　地
東京高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	東京都
大阪高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	大阪市
名古屋高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	名古屋市
広島高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	広島市
福岡高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	福岡市
仙台高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	仙台市
札幌高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	札幌市
高松高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	高松市

⑸　第２次試験合格者発表　平成29年７月７日（金）に、全国のこの試験の受験申込先となっている地方裁判所において、合格者の受験番号を記載した書面を掲示し、又は備え置くとともに、ウェブサイトに掲載する方法で発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

３　第３次試験　人物試験

⑴　対象者　第２次試験の合格者

⑵　方法　人柄、資質、能力等について、集団討論及び個別面接による試験を行う。

⑶　試験期日　平成29年７月18日（火）又は同月19日（水）のいずれかの日で、第２次試験合格者に送付する人物試験受験票により指定する日

⑷　試験地　東京都

４　最終合格者発表　平成29年８月４日（金）に、全国のこの試験の受験申込先となっている地方裁判所において、合格者の受験番号を記載した書面を掲示し、又は備え置くとともに、ウェブサイトに掲載する方法で発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

第７　採用候補者名簿の作成方法及び採用方法

採用候補者名簿は、希望する勤務地を管轄する高等裁判所ごとに作成し、最終合格者の氏名を高点順に記載する。採用は、採用候補者名簿に記載された者の中から行う。

第８　受験申込手続

１　裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトを利用する方法による申込みの場合

⑴　受験の申込み　受験希望者は、裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトのアドレスにアクセスして申込手続を行うこと。（申込受付サイトアドレス［http://www-shiken.courts.go.jp/］）

⑵　申込受付期間　平成29年４月３日（月）午後３時00分から同月11日（火）まで

なお、申込みは、平成29年４月11日（火）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

２　申込書を郵送する方法による申込みの場合

⑴　受験申込書の交付　受験申込書は、高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所で交付する。なお、郵便により受験申込書を請求する場合には、封筒の表に「受験案内請求（総合職）」と朱書し、あて先及び郵便番号を明記して140円切手を貼付した返信用封筒（角形２号）を同封する。

⑵　受験申込先　第１次試験の受験を希望する試験地にある地方裁判所

⑶　受験申込方法　受験希望者は、受験申込書に所要事項を記入し、受験申込先に簡易書留郵便で提出する。

なお、封筒の表に「総合職（裁判所事務官）受験」と朱書する。

⑷　申込受付期間　平成29年４月３日（月）から同月５日（水）まで

なお、平成29年４月５日（水）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

３　受験票の交付

受験の申込みを受理した場合は受験票を交付する。受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。写真を忘れた場合や写真の写りが不鮮明で受験用として適当でない場合には、受験を認めない。

４　受験申込後の試験地等の変更の禁止

受験申込後は、申込みをした試験の種類、受験の特例希望の有無、希望する勤務地を管轄する高等裁判所及び試験地の変更は認めない。

第９　その他

１　受験申込手続その他受験についての問い合わせは受験申込先に行うこと。ただし、裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトを利用する方法による申込みに関する問い合わせは、最高裁判所事務総局人事局総務課職員採用試験係（03―3264―5758）に行うこと。

２　受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、受験申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

３　試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照のこと。

平成29年度裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補、大卒程度区分）公告

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第47条の規定に基づき、次のとおり告知する。

平成29年４月３日　　最高裁判所